



# つなが Letter

廿日市地域のサロン・見守り活動など様々な福祉の取組みを伝える情報紙「つながLetter(レター)」を発行しています。

皆さんの地域の取組みを  
市社協地域福祉課まで  
ぜひお知らせください！



## みんなで知ろう！「新しい認知症観」

～誰もが安心して暮らせる地域を目指して～

2月22日(土)に中央市民センターで「みんなで知ろう！新しい認知症観」と題し、認知症講演会を開催しました。

講師としてお招きした高知県立大学の矢吹知之先生から「認知症と診断するまでの“空白期間”と、診断されてからサービスにつながるまでの“空白期間”をいかに埋めるかが大切。そのためには、認知症の人をありのまま受け入れてくれる居場所が必要であり、認知症カフェなどが地域にあることで、認知症の人やその家族が希望をもてる地域になる」とお話をいただきました。

講演会の後半には、認知症の当事者と家族に登壇いただき、「同じ境遇の人と出会え、気持ちを共有できることの大切さ」など自身の率直なお気持ちを話していただきました。

総勢 160 人に受講いただき、受講者から「認知症に対して不安に思っていたが、少し安心することができた」「当事者の明るい姿に勇気づけられた」「認知症に対する考え方が変わりました」などの声が聞かれました。



## 串戸地区「防災講演会～防災意識と地域の見守り活動～」

2月23日(日)に串戸市民センターで町内会・自治会長交流会&防災講演会が開催されました。交流会は、町内会、自治会、防災リーダー、民生委員児童委員との情報交換や顔の見える関係づくりを目的に年2回開催されています。

防災講演会では串戸地区在住で、重度知的障害を伴う自閉症の子を持つ新谷ゆみこさんより『「助けて!」と気軽にいえる地域に…』をテーマに西日本豪雨災害やコロナ禍の経験から「みんなが困っている時に我が子のことで「助けて!」と言えない。地域の方にも我が子のことを知ってもらい「助けて!」と言える地域になってほしい」と思いを話していただきました。また、「出かける際はヘルプマークを着けていますので見かけたら、声をかけてもらえたら嬉しい」とのこと。



と、心配なこと、不安に思うことは誰でもある。普段からお互いに気かけ合い SOS を出しやすい地域にしていくことが予防的な取り組みにつながる。また、地域だけでなく社協、他機関とも相談できる関係をつくっておくことも大切」と説かれました。



ローカリズム・ラボの井岡仁志さんは「災害は日本各地で起きており、ひとつとして同じものはない。日常と災害時の問題は切り離して考えるのではなく、普段から困っているこ



「地域づくりのヒントがたくさんあった。約 4,000 人が暮らすこの地域で、顔の見える関係づくりをしていくための取り組みを住民の皆さんと一緒に考えていきたい」と串戸地区自治協議会会長、梶川誠さん。

今回の講演会は、当事者と地域がつながるとても貴重な機会になりました。

# 廿日市市社会福祉協議会臨時職員募集

廿日市市社会福祉協議会では「住民一人ひとりが  
主役の福祉のまちづくり」という理念のもとに、  
地域の方々と一緒に地域福祉の推進や課題解決  
に取り組んでいます。

私たちと一緒に  
地域福祉のお仕事を  
してみませんか？



- 業務内容 一般事務補助
- 勤務場所 廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局、  
佐伯・吉和・大野・宮島地域の各事務所
- 勤務時間 原則、月曜日～金曜日の8時30分から17時15分の間で  
勤務を必要とする時間（週20時間以内）
- 賃金 1時間1,025円（健康保険・厚生年金なし、雇用保険あり）  
※ 時間単価は変動することがあります。
- 資格 廿日市市内在住者
- 採用方法 登録した人の中から、必要に応じて雇用します。  
（登録しても必ず雇用されるとは限りません）  
※ 業務内容や必要の都合により、雇用期間や勤務時間  
などの条件は異なります。
- 登録有効期間 令和7年4月1日から1年間
- 受付期間 随時
- 登録方法 廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局および各事務所にある  
任用履歴書に記入の上、写真1枚を貼って提出してください。
- 提出先 廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局  
（郵送可、〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号）、各事務所
- 問合せ 廿日市市社会福祉協議会 総務課 TEL 0829-20-0294
- 募集要領 令和7年度廿日市市社会福祉協議会臨時職員募集要領  
※ 本会ホームページ掲載
- 任用履歴書 令和7年度廿日市市社会福祉協議会任用履歴書  
※ 本会ホームページよりプリントアウトして使用可

## ～ボランティア活動保険のご案内～

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故による活  
動者の傷害や賠償責任などを補償します。

補償期間は4月1日（中途加入の場合は加入日の翌日）から翌年3月31  
日までです。

加入プラン及び保険料は基本プラン350円、  
天災・地震補償プラン500円の2種類です。

問合せ・加入手続きは市社協各事務所で受付  
けますので、お近くの窓口をご利用ください。



## 住民一人ひとりが“主役”の福祉のまちづくり

### 社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

廿日市市新宮1丁目13-1（山崎本社みんなのあいプラザ内）

※業務時間 平日8:30～17:15

#### 【1階】

総務課  地域福祉課  生活支援課

はつかいちボランティアセンター 電話：20-0294

#### 【3階】

はつかいち生活支援センター 電話：20-4080

廿日市市成年後見利用促進センター 電話：20-5176

はつかいちひきこもり支援ステーション 電話：20-5175

## = 相談カレンダー =

自分自身の心配ごとや  
地域の中で気になる人  
の相談は、まず社協へ



### 3月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 1  |
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |

### 4月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 30 | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 1  | 2  | 3  |

- 心配ごと相談 ※職員対応の場合有  
(13:00～16:00)  
【会場】山崎本社みんなのあいプラザ
- 司法書士相談 要予約:地域福祉課  
(13:00～16:00)  
【会場】山崎本社みんなのあいプラザ
- 認知症介護相談  
(13:30～15:30)  
【会場】地御前市民センター
- 不登校相談 要予約:地域福祉課  
(11:00～12:00、13:00～15:00)  
【会場】山崎本社みんなのあいプラザ

※相談は無料です。

※電話でも受け付けます。

（認知症介護相談を除く）

## = その他の相談 =

相談受付 9:00～17:00

- 地域福祉課  福祉総合相談
- 生活支援課  かけはしに  
関する相談

- はつかいちボランティアセンター  
 ボランティア相談

- はつかいち生活支援センター  
 経済的な困りごとの相談

- 廿日市市成年後見利用促進センター  
 成年後見制度に関する相談

- ひきこもり支援ステーション「はつステ」  
 ひきこもりに関する相談